

博士課程奨学金給付制度(KDS)に基づく奨学金給付と、他制度との併給整理表

R5.5.15

	各種制度	KDS奨学金受給の可否	備 考
1	TA（ティーチング・アシスタント）	○	
2	RA（大学改革GP等の外部資金に基づく採用）	○	
3	RA（博士課程奨学制度(KWS)に基づく採用）	×	
4	奨学金（日本学生支援機構が所管するもの）	○	
5	奨学金（各種財団、地方公共団体の奨学団体）	△	当該財団等の制度に従う
6	授業料免除（学生支援部学生生活課が所管するもの）	○	
7	社会人学生	×（条件による）	・勤務先の就業規則等に従う ・研究に専念出来る収入(単身の場合 240万円/年)がある場合は不可
8	日本国政府から経済的援助を受けている留学生(国費留学生)	×	
9	外国政府から経済的援助を受けている私費留学生	△	当該留学生制度に従う
10	ダブル・ディグリー制度による授業料不徴収の私費留学生	△	協定書及び協定校の規則等に従う
11	経済的援助を受けていない私費留学生など	○	
12	日本学術振興会特別研究員	×	学術振興会の規定により不可
13	博士課程への進学意欲の向上等を目的として文部科学省その他これに準ずる機関が実施する事業により生活費相当額が支給される者(事業内容が授業料の全額免除を伴うもの)	×	
14	博士課程への進学意欲の向上等を目的として文部科学省その他これに準ずる機関が実施する事業生活費相当額が支給される者(事業内容が授業料の全額免除を伴わないもの)	×（条件による）	当学期の1/3以上の期間の生活費相当額が支給される場合は不可

○ 併給可能

△ 当該他制度上で制約があれば、それに従う

× 併給不可